

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	小山田小山田上（小山田町一里原）	令和3年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

大規模かつ集約的な施設園芸を継続するため、施設の維持保全、雇用の確保、コスト削減等について検討する必要がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在の中心経営体およびその後継者を主体に、農地・施設の流動化を確実に行う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

営農方針について定期的な話し合いを行う。
法人化を検討する。
既存施設の維持保全を計画的に行う。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

中心経営体 小山田町一里原

属性	経営体 (氏名)	現状		今後の農地の引受けの意向		農業を営む範囲
		経営内容 (作目)	経営面積 (h a)	経営内容 (作目)	経営面積 (h a)	
認農・法	A	軟弱野菜 花き	3.33 ha	軟弱野菜 花き	3.33 ha	当集落内
認農	B	軟弱野菜	2.25 ha	軟弱野菜	2.25 ha	当集落内
認農	C	軟弱野菜	1.82 ha	軟弱野菜	1.82 ha	当集落内
認農	D	軟弱野菜	2.23 ha	軟弱野菜	2.23 ha	当集落内
認農・法	E	軟弱野菜	1.57 ha	軟弱野菜	1.57 ha	当集落内
認農	F	軟弱野菜	1.60 ha	軟弱野菜	1.60 ha	当集落内
認農	G	花き	0.70 ha	花き	0.70 ha	当集落内